

【3】生活保護法に基づく生業扶助受給の有無等について

本年4月1日現在、私の世帯は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を	<input type="checkbox"/> 受給しています。	左の事実が確認できる証明書(世帯全員の記載があり、本年4月1日現在の受給が確認できるもの。)を提出します。 【4】は記入不要です
	<input type="checkbox"/> 受給していないこと、また私が主として、生徒本人を扶養していることを誓約します。	→ ※【4】の記入に進んでください。

【4】保護者等について、該当する口にレ印を付けてください。

(1-1) 次の者の課税証明書等を提出します。(家計急変は収入(所得)状況も確認できるもの。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 ※生徒が未成年(18歳未満であり、親権者(両親)が2人存在する場合)
		親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	<input type="checkbox"/>	離婚、死別等により親権者が1名の場合
	<input type="checkbox"/>	親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等 (具体的な理由 ※海外赴任等で群馬県内に住所を有しておらず、非課税世帯であることが確認できない場合は、給付の対象となりません。)
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者(※) 1名分 ※生徒の生計をその収入により維持している者。
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等

(1-2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名(保護者等A)	生徒との続柄	氏名(保護者等B)	生徒との続柄

(1-3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	課税証明書等の確認対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

振込先の通帳等の写し貼付欄

- ・通帳がない場合はキャッシュカードのコピー、オンラインバンキングの画面コピーも可。
- ・通帳は表紙の裏ページ見開き部分(口座名義カナ及び口座番号が表示されているページ)をコピーして提出。
- ・クレジットカードを兼ねるキャッシュカードの場合、裏面のセキュリティコード(3桁)は隠して提出。

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。不正に受給した場合は、法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律)に基づき、刑罰が科される場合があります。
 ロ 2校以上の学校に在学している場合は、主として在学している学校に申請してください。

※受付印